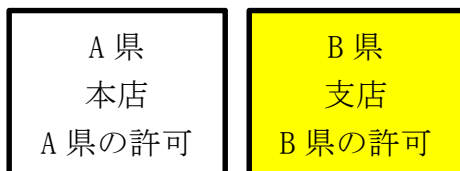


古物営業法の改正により 古物営業の許可制度が変わります

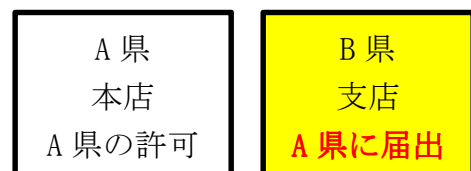
1. どのように

営業所が所在する都道府県ごとの許可から、主たる営業所が所在する都道府県のみ
の許可に変わります。

<現行>



<改正後>



2. いつから

古物営業の改正法が平成30年4月25日に公布され、公布から2年以内の政令で定め
る日から変わります。(現在、政令で定める日は未定です。)

3. 改正後も古物営業を続けるには

現在、古物営業の許可を受けている方は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署に
「**主たる営業所等届出書**」(別添)
を、平成30年4月25日から2年以内の政令で定める日の前日までに提出する必要があります。

届出は、県外に営業所を設けていない場合、又は行商のみで実店舗がない場合でも必
要です。

4. 届出をしないと

政令で定める日に許可は失効し、古物営業はできなくなります。

別記様式（附則第2項関係）

その1

主たる営業所等届出書

古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）附則第2条第1項の規定により主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

印

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主
許可証番号	
許可年月日	年 月 日
(ふりがな) 氏 名 又は名称	

主たる営業所又は古物市場

営業所・古物市場	形態	1. 営業所あり 2. 営業所なし 3. 古物市場
	(ふりがな) 名 称	
	所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。) 電話 () - 番

その2

その他の営業所又は古物市場

営業所等を有する都道府県名		
經由警察署名		
許可証番号		
営業所・古物市場	(ふりがな)	
	名称	
	所在地	電話 () ー 番
営業所・古物市場	(ふりがな)	
	名称	
	所在地	電話 () ー 番
営業所・古物市場	(ふりがな)	
	名称	
	所在地	電話 () ー 番

記載要領

- 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 2以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、その2を都道府県ごとに作成すること。